南アフリカ

2003 年特許試験規則

2003年1月17日付官報24290号GenN25において公告

目次

- 規則1定義
- 規則2試験
- 規則3 申込条件
- 規則 4
- 規則 5
- 規則6
- 規則7
- 規則8
- 規則 9 試験科目
- 規則10図面の解釈
- 規則11指導
- 規則 12 学課責任者, 試験官及び監督官の任命
- 規則13 試験の科目及び要綱
- 規則 14 実務研修
- 規則15試験の実施
- 規則 16
- 規則 17
- 規則 18 試験に関する不正行為
- 規則19本規則の適用
- 規則 20 経過規定
- 規則 21

規則1定義

本規則において, 文脈上他を意味しない限り,

「委員会」とは、法第21条に基づいて設置される特許試験委員会をいう。

「志望者」とは、特許試験委員会に対して特許試験の受験申込をする意思を表明する者又は 既に特許試験の受験申込をした者をいう。

「委員長」とは、法第21条(2)(a)により任命される委員会の委員長をいう。

「試験」とは、法第20条に言及する所定の試験をいう。

「公報」とは、法第14条に言及する特許公報をいう。

「庁」とは、法第5条(1)に基づいて設置される特許庁をいう。

「法」とは、1978年特許法(1978年法第57号)をいう。

「旧規則」とは,特許公報 1993 年 10 月号において公告された特許試験規則(爾後の改正を含む)をいう。

規則2試験

- (a) 試験は、年の半ば頃の委員長が決定する日に実施するものとし、委員会はその裁量により、とりわけ志望者の人数を考慮して、4 か所のセンター、すなわち、ケープタウン、ブルームフォンテーン、ダーバン、プレトリアのいずれか1か所又は委員会が決定するその他のセンターにおいて試験を実施することができる。
- (b) 試験日は、試験日の8週間前までに、書面通知又は公報における公告のいずれか又は両方の方法で志望者に通知されるものとする。

規則3 申込条件

以下の基準のうち少なくとも1つに関して資格を有する志望者のみが,試験の受験申込をする権利を有するものとする。

- (a) 大学又は工科大学(technikon)において3年以上の学修課程を修了した,技術系又は理科系の修了書又は学位を有する志望者
- (b) 委員会の意見において特許試験の要件を充たすのに十分であるとされる技術系又は理科系の資格を有する志望者,又は
- (c) 委員会の見解において特許試験の要件を充たすのに十分であるとされる技術系又は理科系分野において適切な実務経験を有する志望者

規則4

- (a) 各志望者は, 試験を受験しようとする年の1月31日までに, 庁から入手する様式に基づいて, 委員会に受験申込を行うものとする。
- (b) 志望者は、最初の申込時に、自己の資格証明及び自己に権利があるとみなす試験免除申請(該当する学修課程を記載する)を委員会に提出するものとする。
- (c) 志望者は、委員会の意見において図面を読み解釈するのに十分であるとされる工学系その他の適切な資格又は実務経験に基づいて、委員会より規則 10 における図面の解釈について試験免除を受けることができる。
- (d) 申込が遅れた場合,委員会は正当な理由が示されれば,これを承認することができる。

規則5

最初に試験の受験申込をした後4暦年の期間内に、又は本規則の公告前に最初に試験の受験申込をした志望者の場合は委員会が決定する更なる期間内に、規則9におけるグループ1の全科目に合格していない又は試験免除を得ていない志望者は、委員会が許可する場合を除き、委員会の更なる試験に受験申込することは認められないものとする。

規則6

グループ2の何れかの科目について最初に受験申込をした後4暦年の期間内に、又は本規則の公告前にグループ2の何れかの科目について最初に受験申込をした志望者の場合は委員会が決定する更なる期間内に、規則9のグループ2の全科目に合格していない又は試験免除を得ていない志望者は、委員会が許可する場合を除き、委員会の更なる試験に受験申込することは認められないものとする。

規則 7

委員会が許可する場合を除き、いずれの志望者も1年に4科目を超えて受験申込することは 認められないものとする。

規則8

委員会が別途認める場合を除き、志望者は、規則 9 における科目 (e), (f) 及び (g) について受験申込するためには、規則 9 のグループ 1 における全科目に合格している又は試験免除を受けているものとする。

規則9試験科目

試験は、次の科目において実施するものとする。

グループ 1

- (a) 南アフリカにおける知的所有権保護に係る法的枠組み(商標,著作権及び特許法に関連するその他の知的所有権を含む) 解答時間 4 時間の問題 1 問
- (b) 南アフリカの特許法及び実務 解答時間 4 時間の問題 1 問
- (c) 南アフリカの意匠法及び実務 解答時間 4 時間の問題 1 問,及び
- (d) 選択した国際特許法,制度,協定及び条約 解答時間 4 時間の問題 1 問グループ 2
- (e) 特許明細書の起草 解答時間 4 時間の問題 2 問
- (f) 特許に関する実務上の法律問題 解答時間3時間の問題2問,及び
- (g) 特許弁護士の実務 解答時間 4 時間の問題 1 問

規則10図面の解釈

- (a) 志望者は、図面の解釈において一定レベルの能力を有することを要する。試験免除を得ていない志望者は、本科目の学課責任者が実施する1日研修会に参加することを要する。
- (b) 図面の解釈について公式の筆記試験は実施しない。1 日研修会の終了時に、学課責任者が実務演習を通じて志望者の能力レベルを試験する。1 日研修会の終了時に要求される能力レベルに達していないことが判明した志望者について、学課責任者は追加の実務演習を定め

ることができる。かかる追加実務演習の修了後に、学課責任者は志望者の能力を再度試験することができる。

規則11指導

各科目について学課責任者が任命され、次のことを担当する。

- (a) 志望者が対象とする各科目の要綱及び題材を詳述する学課概要を編纂し、頒布すること
- (b) 4 か所の各センター又は委員会が決定する他のセンターにおいて、少なくとも 2 日間、科目内容総覧を志望者に提示すること、但し、特定の科目を受験申込する各地域の志望者が最低限の人数いることを条件とする。
- (c) 必要と認めた場合に、志望者を支援し、指導すること

規則 12 学課責任者, 試験官及び監督官の任命

- (a) 委員会は、官報、特許公報又はその他の適切な法務刊行物に公告することにより、学課責任者、試験官及び監督官の推薦を求める。
- (b) 委員会は,毎年見直すことを条件に,規則9のグループ1の各科目に関して学課責任者, 試験官及び監督官各1名を,また規則9のグループ2の各科目に関して学課責任者1名,試 験官2名及び監督官1名を,3年の任期で任命するものとする。委員長は,その任命を学課 責任者,試験官及び監督官に通知するものとする。

適切な場合は、学課責任者及び試験官を同一人物とすることができる。

規則13 試験の科目及び要綱

規則9に定める科目の要綱は、次の通りとする。

グループ1の科目

- (a) 志望者は、商標、著作権を含む多様な知的所有権及び選択した特許法に関連する国内及び世界の新たな課題に対応する。
- (b) この科目は,1978 年特許法(爾後の改正を含む)及び同法に基づいて公布された規則の学修を範囲とする。次のテーマ及び原則が適用可能であることを論証する判例法(選択による)が含まれる。
- (i) 特許を受けることができる発明, 新規性及び自明性
- (ii) 管理規定
- (iii) 特許出願及び付与
- (iv) 効果,期間及び維持
- (v) 取消及び侵害の根拠
- (vi) 訂正及び補正, 並びに
- (vii) 一般(ライセンス, 譲渡及び秘密発明等の諸規定)
- (c) 1993 年意匠法(爾後の改正を含む)及び同法に基づいて公布された規則の学修。1967 年意 匠法を参照する場合もある。次のテーマ及び原則が適用可能であることを論証する判例法(選 択による)が含まれる。
- (i) 登録意匠とは何か
- (ii) 新規性
- (iii) 効果,期間及び維持

- (iv) 所有権
- (v) 出願手続
- (vi) 侵害, 取消及び放棄, 並びに
- (vii) 一般(ライセンス及び回復等の諸規定)
- (d) 選択した国際特許法,制度,協定及び条約の学修。これらの条約の学修において,これらの協定/条約の重要規定と南アフリカ特許法の関連規定との比較及びこれらが南アフリカの特許弁護士/実務家の活動に影響を与える程度が重視される。次の特許法,制度,協定及び条約が含まれる。
- (i) 利用可能な保護の代替様式(特許及び実用新案),特許性のある対象,新規性要件,出願人,出願要件,クレームの様式及び要件,審査要件及び手続,特許付与並びに再審査,期間及び維持手数料の付与後の手続に関する外国,地域及び国際法域の特許制度及び特許法(アメリカ合衆国(USA),英国(UK),ドイツ,フランス,オーストラリア,日本,カナダ,欧州特許条約,欧州特許庁(EPO)/共同体特許,アフリカ知的財産権機構(OAPI),アフリカ広域知的財産庁(ARIPO)及び特許協力条約(PCT)を含む)
- (ii) パリ条約,特許協力条約,欧州特許条約,関税及び貿易に関する一般協定(GATT),模倣品の取引を含む 1994 年の貿易関連知的所有権協定(TRIPs)

グループ2の科目

- (e) 第1問において、志望者は、2以下の発明の説明が与えられ、各発明の進歩的な特徴を 識別し、各発明についての最初のクレームを起草することが要求される。第2問において、 志望者は、説明された発明に関して南アフリカ特許明細書を起草することが要求される。
- (f) 志望者には、特許明細書の解釈、特許侵害、特許の補正、特許の効力、発明の所有権に関する実務的な法律問題が設定される。また、適切な訴答書面を起草し、意見を付与することが要求される。
- (g) 志望者は,南アフリカの特許関連法令に基づく実務に係る質問(例えば,特許付与,特許 取消,回復,譲渡及びライセンス許諾(強制ライセンスを含む),特許侵害,特許裁判所の実 務,関連する高等裁判所及び最高裁判所の規則及び判決済の特許事件の適用)を処理する能力 を試験される。

規則 14 実務研修

各志望者は、特許法律事務所における3月から6月間の実務研修又は会社及び知的所有権登録庁(CIPRO)における3月から6月間の実務研修を受けることを強く推奨する。

規則 15 試験の実施

- (a) 試験官は、該当科目において必要な試験問題をセットする責任を負い、試験問題は監督されるよう監督官に提出するものとする。試験官は、答案用紙を採点し、規則 16(a)に規定する得点及び記号を割り当てる責任も負うものとする。
- (b) 監督官は、本条規則(a)により試験問題の提出を受けたときにこれを評価し、答案用紙に関して試験官が与えた得点及び記号を評価する責任を負うものとする。
- (c) グループ 1 の科目及びグループ 2 の科目 (g) の試験は,資料持込み禁止の試験である。グループ 1 の科目の試験問題は,択一式 (1 語/1 文の回答を要求する質問) (配点 1 点),短答式 (5 点から 10 点) 及び論文式 (15 点から 25 点)を含む構成になる。委員会は,試験問題は偏り

がなく、要綱の実質的な部分に関する志望者の知識を可能な限り試験する。

- (d) 規則9における科目(e)の解答時間4時間の問題2問を解く志望者は,各問題を完了するために更に2時間以内の時間が与えられる。志望者が試験会場に持込みを許される資料は,1 又は2以上の辞書のみである。配点の適用上,2番目の問題は,2つの主要なセクションに分割される。
- (i) クレーム(得点の50%が配点される)
- (ii) 明細書の残りの部分(得点の残り50%が配点される)
- この問題に合格するためには、志望者は、これら2つのセクションで各々40%以上を得点しなければならない。
- (e) 規則 9 における科目(f)の要綱は2つの問題の間で分割され、志望者には、試験に先立って分割が通知される。志望者が試験会場に持込みを許される資料は、最高裁判所法、高等裁判所統一規則、特許法及び[特許]規則とする。
- (f) 試験の結果が確定される前に、委員会がこれを承認するものとする。

規則 16

(a) 各科目の合格最低得点は、50%とする。

各科目における志望者の得点を反映させるために、次の記号を用いるものとする。

A: 75%以上

B: 60%から74%まで

C: 50%から59%まで

F: 49%以下(追試験を認めた場合を除く)

S: 追試験を認める

- (b) 志望者が、ある科目の試験には合格しなかったが、当該科目において少なくとも 45%を 得点した場合には、委員会は、志望者のその他の試験結果を考慮した後に、志望者が当該科 目の追試験を受験することを認める場合がある。
- (c) 志望者が、特定の科目の試験に受験申込したが、病気を理由に受験することが妨げられた場合、委員会は、受理可能な診断書が提出される場合に、かつ志望者の他の試験の結果を考慮した後に、志望者が当該科目における診断書提出による試験を受験することを認める場合がある。
- (d) 追試験又は診断書提出による試験は、試験官又は監督官の裁量により、筆記試験又は口述試験の方式で行うことができる。ただし、規則9における科目(g)の追試験又は診断書提出による試験は、口述試験の方式でなければならない。
- (e) 追試験及び診断書提出による試験は、当該試験が認められた元となる試験の後可能な限り速やかに、委員長が関連する試験官及び監督官と協議の上決定する時刻及び場所において 実施するものとする。

規則 17

ある科目に合格した又は試験免除を得た志望者は、5年間又は委員会が認めるこれより長い期間について、当該科目の履修単位を保持するものとする。かかる5年間に規則9に定める各科目に合格しなかった又は免除されなかった志望者の場合、委員会はその裁量により、かかる期間を延長するか又は志望者に1又は2以上の科目を再受験するよう要求することがで

きる。本条規則により裁量を行使するにあたり、委員会は、志望者の総合成績のほか、関連 する法令、実務又は要綱における変更点及び関連するとみなすその他の事情を考慮するもの とする。

規則 18 試験に関する不正行為

委員会がある志望者を聴取した後に、当該志望者が委員会の試験中に又は試験に関連して不正を行ったという心証である場合、委員会は、委員会の試験を受験すること又は特定の年において受験することを志望者に禁じることができる。

規則19本規則の適用

本規則は、旧規則に置き替わるものであり、公報における本規則の公告日又は公告日後に試験の受験申込をするすべての志望者に適用するものとする。

規則 20 経過規定

上記の規則3及び規則19の規定に拘らず,本規則の規則3の要件を満たさないが旧規則の規則3の要件を満たす志望者及び旧規則に基づく科目を少なくとも1科目修了した志望者は,本規則に関して受験申込の資格を得るものとする。

規則 21

旧規則の規則 10 における科目 (b) 及び (c) を修了した志望者は, 本規則の規則 9 における科目 (a) の履修単位を付与される。同様に,旧規則の規則 10 における科目 (a) , (d) , (e) , (h) , (i) 及び (j) の何れかを修了した志望者は,本規則の規則 9 における対応する科目 (b) , (c) , (d) , (e) , (f) 及び (g) の履修単位を付与される。旧規則の規則 10 の科目 (g) を修了した志望者は,本規則の規則 10 に関して試験を免除される。